



令和6年度 市・県民税 申告の手引き

提出期限
3月15日

～申告書・収支内訳書（農業用）・医療費控除の明細書付き～

【問合せ】 税務課 ☎773-6668

この手引きについて

一般的な市・県民税申告に関する事柄を説明しています。確定申告の詳しい内容については、国税庁の「確定申告の手引き」をご覧ください。下記「確定申告（所得税）の相談先」をご参照ください。

令和6年度の主な変更点

- 日本国外に居住する30歳～69歳の親族は、以下のいずれかに該当する場合のみ扶養控除の対象となります。
 - ①留学中、②障害者、③扶養者から年間38万円以上の送金を受けている
- 上場株式等の「特定配当等に係る所得」及び「特定株式等譲渡所得」について、令和6年度（令和5年分）から、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなり、所得税と同一の課税方式が適用されます。
- 市・県民税の均等割について、平成26年度から復興特別税として年額1,000円（市民税500円、県民税500円）を上乗せして課税していましたが、令和5年度で終了となり、令和6年度から新たに森林環境税1,000円（国税）が導入されます。

申告相談会について

| | 期 日 | 会 場 | 時間 <small>注2 注3</small> | 対 象 |
|----------------------------|-----------------------|------------------|-------------------------|---|
| 申告相談会 <small>注1</small> | 2月16日(金)～ 3月15日(金) | 市民会館1階 多目的ホール | 午前9時～11時 午後1時～4時 | 市・県民税申告または確定申告をする人で、自分で申告書を作成するのが難しい人 |
| 休日相談会 | 2月18日(日) 3月3日(日) | | 午前9時～11時 | 上記対象者のうち、平日には、仕事や交通手段の関係などで申告会場に来ることが難しい人 |

●添付書類の書き方相談

2月15日(木)まで税務課で営業・農業・不動産所得の収支内訳書、医療費控除の明細書の書き方、減価償却費の計算などの相談に応じます。大和・塩沢市民センターでは対応していませんのでご注意ください。2月16日(金)以降は市民会館へお越しください。

注1 休日相談会以外の土曜日・日曜日・祝日は除きます

注2 混み具合により、入場人数の制限や早目に受付終了となる場合があります。ただし、2月22日(木)と毎週金曜日、休日相談会は、早目の終了はせず、受付時間内に来られた人はすべて受付をします

注3 市民会館正面玄関の開場及び受付番号配布開始時刻は、午前8時です

●申告相談会で相談に応じることができない確定申告

- 令和4年分以前の過年度の書き方と申告
- 株式等に係る譲渡所得など（損失繰越含む）の書き方と申告
- 先物取引や暗号資産（仮想通貨）に係る雑所得などの書き方と申告
- 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の1年目の書き方と申告
- 青色申告決算書の書き方(市・県民税申告を含む)
- 青色申告
- 土地建物などの譲渡所得の書き方と申告
(国・県・市町村に売却し、次の特別控除が対象になる場合のみ受付可。
 - ①公共事業による収用（5,000万円）
 - ②特定土地区画整理事業等（2,000万円）
 - ③特定住宅地造成事業等（1,500万円）

確定申告（所得税）の相談先

①国税相談専用ダイヤル

0570-00-5901（全国一律料金）

受付：平日8時30分から17時00分まで



税務職員
ふたば

②国税庁ホームページ

・国税に関する疑問をチャットボットの税務職員ふたばに相談できます。

(AIによる自動回答)

土日や夜間でも利用

可能

・よくある国税の質問に対する回答を調べることができます。



国税庁チャットボット



③税理士 [有料]

国税庁タックスアンサー